

令和4年度における見直し対象品目 に係る検討方針等（案）

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

令和4年7月12日

- 1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）**
- 2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）**
- 3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）**
- 4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）**
- 5. その他の見直し・事前検討等（案）**

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和4年度の定期見直し対象品目は**9分野37品目**
 - ➡ 令和4年度～8年度の5年間の定期見直し対象品目は**参考資料1**参照

対象品目の市場動向等の事前調査、業界団体・事業者等へのヒアリング等※調査

分野	品目
オフィス家具等	全品目（10品目）
家電製品	電気便座
照明	LED照明器具、電球形状のランプ（電球形LEDランプ）
自動車等	自動車（令和3年度の見直しを踏まえ検討）、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム、燃料電池、日射調整フィルム
災害備蓄用品	全品目（10品目。うち5品目は他分野の品目と同一）
役務	自動車専用タイヤ更生、加煙試験、タイルカーペット洗浄、自動車整備、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送

2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）

- 令和3年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、引き続き検討を行うことが適当と判断された品目及び基準内容の整合を図っている制度等の改定に伴い見直しが必要と判断された品目等は下表のとおり
- 令和4年度の継続検討品目等は**8分野13品目（品目数は文具類を除く）**

市場動向等の確認、関連制度等の進捗状況等を踏まえ、見直しに係る検討を実施

分野	品目
紙類	印刷用紙 ^{注1}
文具類	製品に占める金属比率の高い品目等
画像機器等	コピー機等3品目
家電製品	テレビジョン受信機
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機
温水器等 ^{注2}	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器
設備	エネルギー管理システム（BEMS）
役務	庁舎管理

注1：印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）は平成31年3月22日に印刷用紙の取扱いに関する関係省庁等連絡会議決定が発出されている状況にあることから検討が必要

注2：温水器等3品目は継続検討品目ではないが省エネ法トップランナー基準の改定に伴い見直しが必要

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
 - (1) オフィス家具等
 - (2) 家電製品
 - (3) 照明
 - (4) 自動車等
 - (5) 消火器
 - (6) インテリア・寝装寝具
 - (7) 災害備蓄用品
 - (8) 設備
 - (9) 役務
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) オフィス家具等

○ オフィス家具等（全10品目）

- オフィス家具等はグリーン購入法施行当初から特定調達品目であり、**10品目**が対象。当初より判断の基準として主要材料ごとに再生材の配合率等が設定されているところ（平成**18**年度までの分野名称は「機器類」）
- 平成**19**～**20**年度には**3R**の観点から大部分の材料が金属類の棚又は収納用什器について棚板の機能重量、単一素材分解可能率、環境配慮設計を新たな判断の基準として設定。バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
- 平成**25**年度には保守部品等の供給期間を判断の基準として設定。粉体塗料等の使用及び使用済製品の回収・再生利用等の仕組み構築を配慮事項に追加
- 平成**29**年度のクリーンウッド法の施行に伴い、**30**年度より木材・木材を原料とする製品について合法性ガイドラインに準拠して合法性の確認を実施すること等を明記。単一素材分解可能率に係る判断の基準を強化

- 素材の定義（複合素材、主要材料等）について考え方を整理してはどうか
- 判断の基準へのタイプI環境ラベル（エコマーク商品類型**No130**）の活用についてオフィス家具等を対象として導入を検討してはどうか
- プラスチック資源循環戦略への対応等（認定プラスチック使用製品を含む）について品目ごとに検討してはどうか
- カーボン・オフセットされた製品の調達可能性について検討してはどうか

(2) 家電製品

○ 電気便座

- ➔ 電気便座は平成**16**年度に特定調達品目として追加され、以降省エネ法のトップランナー基準の設定及び多段階評価の設定、改定に伴う見直しを適時実施してきたところ
- ➔ 平成**30**年度には電気便座のエネルギー消費効率の向上が困難となっている状況から、製品ごとのエネルギー消費効率の調査を行い、従前の多段階評価基準の考え方とは異なる新たな判断の基準を設定したところ

- 令和**2**年**11**月の省エネ法の多段階評価基準の見直しに伴い、既に新たな多段階評価基準に移行していることから、当該評価基準及び市場動向等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直しの必要性、新たな評価項目の設定可能性等について検討を実施してはどうか

(3) 照明

① LED照明器具

- ➔ LED照明器具は平成20年度に特定調達品目として追加
- ➔ LED照明器具は技術開発の進展及び市場への普及が顕著であること、国等の機関の調達量が増加していること等、大きな環境負荷低減効果が見込まれることから、省エネルギー性能を中心に度々基準を強化
- ➔ 平成30年度から固有エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化を図るとともに、投光器及び防犯灯を対象に追加する等の見直しを実施
- ➔ 令和元年度にはより高い環境性能による調達を推進する観点から、重点戦略品目として位置づけ、2段階の判断の基準を設定したところ
- ➔ 政府実行計画において2030年度までにLED照明を100%導入すること、併せて原則として調光システムを導入し、適切に照度調整を行うことが目標として示されているところ。国の機関に止まらず、独立行政法人等の機関においてもLED照明の積極的な導入が不可欠な状況

- 市場動向を踏まえた新たな数値基準の設定、省エネルギーに寄与する適切な調光システム等について検討を実施し、消費電力・効率に係る判断の基準をはじめとした基準等について検討の上、必要な見直しを実施してはどうか

(3) 照明

② 電球形形状のランプ（電球形LEDランプ）

- ➔ 電球形LEDランプは平成20年度に特定調達品目として追加され、当初より市場における製品のエネルギー消費効率の分布を踏まえ、判断の基準等を設定・改定してきたところ
- ➔ 平成30年度から固有エネルギー消費効率に係る判断の基準を強化するとともに、電球形LEDランプ及び電球形蛍光ランプ以外のランプを対象から除外

- 電球形LEDランプの市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しに係る検討を行うこととしてはどうか
- なお、電球形蛍光ランプについては令和5年度の定期見直し品目であるが、国等の機関の調達実績や今後の市場への供給見込み等を踏まえ、対象としての必要性の判断を含め、検討を実施してはどうか

(4) 自動車等

① 自動車

- ➔ 自動車については令和2年度に重点見直し品目として検討を実施。令和3年度から車種別の用途及びトッパー基準の燃費目標等を踏まえ、乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタの6品目に細分化するとともに、当該6品目について新たに2段階の判断の基準を設定
- ➔ 令和3年度においては我が国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度の46%削減目標を受けて、関連する制度・計画等の改定が行われ、自動車については早期の電動化に係る方針や目標等が設定されたところ
- ➔ グリーン購入法においても自動車の電動化に向けた計画・目標、税制改正大綱のエコカー減税の燃費基準値及びこれまでの経緯等を踏まえ、判断の基準等の見直しを実施

- 上記のとおり、自動車の電動化に向けて、令和2年度及び3年度の検討において電動化技術の進展、燃費性能の向上等を踏まえ、判断の基準等の大幅な見直しを実施したところ。また、燃費基準値については本年12月に予定しているエコカー減税の見直し内容を踏まえることが必要
- 国等の機関の調達方針・調達実績、電動車等の市場動向等の把握とともに、エコカー減税の見直しを踏まえた対応が必要であり、判断の基準の見直しの必要性について検討を実施してはどうか

(4) 自動車等

② 2サイクルエンジン油

- ➔ 2サイクルエンジン油は平成18年度に特定調達品目として追加された品目
- ➔ 当時のエコマーク認定基準（生分解性潤滑油B 2サイクルエンジン油）に準拠して判断の基準等を設定したところであるが、特定調達品目に追加して以来、判断の基準等の見直しを行っていない状況

- 国等の機関における調達実績、近年及び今後の市場動向等を踏まえ、対象としての必要性の判断を含め、検討を実施してはどうか

(5) 消火器

○ 消火器

- ➔ 消火器は粉末**ABC**消火器を対象とし、平成**17**年度に特定調達品目に追加された品目
- ➔ 平成**23**年度から回収システム・再使用又はリサイクルシステムの構築を配慮事項から判断の基準に格上げしたところ
- ➔ 消火器は、国等の機関において年間**3万～4万**本調達されており、令和**2**年度における特定調達物品等の市場占有率は**84.9%**であり、既にほとんどの物品が特定調達物品等に該当している状況

- 現行の対象範囲（粉末**ABC**消火器）の拡大等の可能性を含め、判断の基準等の見直しについて検討を実施してはどうか
- 消火器に係るエコマーク認定基準（商品類型**No.127**）も参考として検討してはどうか
- 消火器はリース・レンタル契約による調達が可能な状況になっており、資源循環促進の観点から、消火器の設置・保守等のサービス（役務）としての調達可能性について検討してはどうか

(6) インテリア・寝装寝具

○ ベッドフレーム

- ベッドフレームは平成14年度に特定調達品目に追加された品目
- 平成16年度においてホルムアルデヒドの放散速度に係る判断の基準等の変更を行って以降は、他の木材・木材を原料とする製品と同様に、平成29年度のクリーンウッド法の施行に伴う変更以外の大きな判断の基準等の見直しを実施していない状況

- 国等の機関における調達実績、近年及び今後の市場動向等を踏まえ、判断の基準の見直しの必要性等について検討を実施してはどうか
- ベッドフレームに係る判断の基準の内容については、オフィス家具等に係る判断の基準に準拠して設定されていることから、オフィス家具等の見直しと併せて検討することとしてはどうか

(7) 設備

① 太陽光発電システム

- 太陽光発電システムは、法施行時の平成13年度より特定調達品目。当初は太陽光発電システムの普及を第一の目的としていたことから、製品の環境性能の優劣は問わないこととし、定義のみを記載
- 平成21年度よりエネルギーペイバックタイム、情報開示等について規定する現行の判断の基準等に変更。平成25年度は太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準を追加・強化。平成30年度に太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価を判断の基準に設定する等の見直しを実施
- 政府実行計画においては、2030年度の設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備することを目標として設定

- より高効率の太陽光発電システムの導入を図るため、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討することとしてはどうか
- 判断の基準等の見直しに当たっては、今後耐用年数を経過し、廃棄段階となる設備機器も相当程度発生することが見込まれることから、設備機器のリユース・リサイクルの観点を含めて検討を実施してはどうか
- 太陽光発電設備単体のみならず、太陽光発電と蓄電池、電気自動車、ヒートポンプなどの需要設備等の他の設備・機器と組み合わせた様々な利活用が進展しており、こうした観点からの検討も併せて実施してはどうか

(7) 設備

② 燃料電池

- ▶ 燃料電池は法施行時の平成13年度より特定調達品目。当初は太陽光発電システムと同様、導入すること自体が環境負荷低減につながるとの考えで定義のみを記載しており、これまで判断の基準等の見直しは未実施
- ▶ 政府実行計画においては、太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池の積極的な導入を求めているところ

- 国等の機関が調達する燃料電池の用途、種類、容量等を踏まえ、より高効率のシステムの導入を図る等の観点から、判断の基準等の設定の可能性について検討してはどうか

③ 日射調整フィルム

- ➔ 日射調整フィルムは平成21年度に特定調達品目として追加
- ➔ 現行の日射調整フィルムは、屋内の冷房効果を高める目的で日射遮蔽機能を有するフィルムを対象としているところ
- ➔ 平成24年度の基本方針より、可視光透過率70%以上の場合の遮蔽係数を0.8未満とする判断の基準を追加
- ➔ 平成30年度からは冷房期の効果のみならず暖房期を含めた年間を通じた環境負荷に関する情報開示を要件としたところ

- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目の設定の可能性等について検討してはどうか
- 窓ガラス用フィルムは、断熱効果を高めるための製品の開発も進展しているところであり、冬季における空調負荷低減の観点から、断熱を目的とした製品について特定調達品目の対象としての追加の可能性を検討してはどうか

(8) 災害備蓄用品

○ 災害備蓄用品（全10品目）

- ➔ 災害備蓄用品は平成19年度に食料・飲料水5品目、生活用品・資材6品目（うち5品目は従前の特定調達品目）が特定調達品目として追加
- ➔ 平成24年度に東日本大震災を契機とした見直しを実施。25年度より新たに4品目を追加
- ➔ 平成29年度に新たな品目として非常用携帯電源を追加した一方で、平成30年度に缶詰を特定調達品目から除外したところ（1品目減の全10品目）
- ➔ 令和3年度から従前ペットボトルに限っていた災害備蓄用飲料水について他の飲料容器素材にも対象を拡大

- 個別の品目ごとに判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目の設定の可能性等について検討を実施してはどうか
- 災害備蓄用品として新規品目の追加可能性について検討してはどうか

(9) 役務

① 自動車専用タイヤ更生

- ➔ 自動車専用タイヤ更生は平成14年度に特定調達品目として追加（リトレッドタイヤ）
- ➔ 平成22年度にリグリーブタイヤを対象として追加し、現行の更生タイヤは、リトレッド及びリグリーブが対象となっているところ

- リトレッドタイヤ、リグリーブタイヤそれぞれについて国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討してはどうか

② 加煙試験

- ➔ 加煙試験は平成30年度に特定調達品目として追加された品目
- ➔ 加煙試験に使用される試験器の発煙体には一般に代替フロンであるHFC-134aが使用されており、国等の機関における直接的な温室効果ガス排出削減とともに、ノンフロン製品への市場転換促進の観点から、加煙試験に使用する発煙体はノンフロンであることを判断の基準として設定したところ
- ➔ エコマークでは令和元（2019）年5月に「ノンフロン加煙試験器」が新たな商品類型として制定され、試験機の発煙体にフロン類が使用されていないことに加え、リサイクルの考慮、メンテナンスや消耗部品等に係るユーザへの情報提供等を認定基準として設定

- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか
- ノンフロン加煙試験器に係るエコマーク認定基準（商品類型No.163）も参考として検討してはどうか

③ タイルカーペット洗淨

- タイルカーペット洗淨は平成30年度に特定調達品目として追加された品目
- 敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの洗淨を行うことにより、タイルカーペットの長期使用や廃棄物削減等の環境負荷の低減に寄与するもの
- 判断の基準として洗淨に使用するエネルギーや水の使用量等の原単位の上限值を設定しているところ

- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか
- 廃棄予定のタイルカーペットを本洗淨工法により再生し、リユース品として活用する取組も開始されているところ。資源循環の観点から、タイルカーペットのリユースの可能性について検討してはどうか

④ 自動車整備

- ➔ 自動車整備は平成**16**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➔ 判断の基準はリサイクル部品（リユース部品、リビルド部品）の使用及び燃費向上・排出ガス削減等の観点からエンジン洗浄に係る要件（平成**19**年度に追加）を設定したところ

- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

⑤ 輸配送

- ➔ 輸配送は平成**19**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➔ 判断の基準として省エネの取組、エコドライブ（平成**25**年度及び令和**3**年度に定義を見直し。以下同じ）の実施、車両の点検整備、モーダルシフトの実施、輸配送効率の向上のための措置及びこれらの取組状況の公表を設定。平成**29**年度の見直しにおいて環境保全のための仕組み・体制の整備を新たに判断の基準として設定

⑥ 旅客輸送（自動車）

- ➔ 旅客輸送（自動車）は平成**20**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➔ 判断の基準として省エネの取組、エコドライブの実施、車両の点検整備、輸配送効率の向上のための措置及びこれらの取組状況の公表を設定。平成**29**年度の見直しにおいて環境保全のための仕組み・体制の整備を新たに判断の基準として設定

⑦ 引越輸送

- ➔ 引越輸送は平成**25**年度に特定調達品目として追加された品目
- ➔ 判断の基準は梱包用資材のリユース、リサイクル及び輸送における省エネ、エコドライブ等の取組等を設定

(9) 役務



- 前記のとおり、⑤～⑦の輸送関連分野3品目の判断の基準は省エネの取組、エコドライブの実施、車両の点検整備、輸送効率の向上のための措置等の同じ項目があることから、これら3品目を併せて検討することとしてはどうか
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討を実施してはどうか

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
 - (1) 紙類
 - (2) 文具類
 - (3) 画像機器等
 - (4) 家電製品
 - (5) エアコンディショナー等
 - (6) 温水器等
 - (7) 設備
 - (8) 役務
5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 紙類

○ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- ➔ 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- ➔ 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて※」を関係省庁等連絡会議決定として発出・運用中

※ 当該決定については[参考資料4](#)を参照

- 令和5年度以降の印刷用紙の取扱いについて判断を行うため、必要な情報の収集及び情報を踏まえた検討を実施してはどうか
 - ✓ 印刷用紙の原料となる古紙、森林認証材、間伐材等のパルプ原料の状況、印刷用紙の市場における需給状況等に係る調査（製紙業界、印刷業界）
 - ✓ 国及び独立行政法人等の機関における調達実績に係る調査
 - ✓ 古紙需給状況が改善していない場合の対応方針（新たな措置の必要性及び必要な場合の措置等）

(2) 文具類

○ 文具類

- ➔ 文具類は令和3年度の定期見直しにおいて新規に2品目を追加するとともに、文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準（商品類型No.112）の活用、文具類共通の配慮事項として単一素材化等の追記、主要材料の定義の記載等の見直しを実施したところ
- ➔ 一方、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品についての考え方の整理及び明確化、及び認定プラスチック使用製品の具体的な判断の基準等への反映等について継続的な検討が必要とされたところ

- 令和3年度の定期見直しにおいて継続検討となった以下の2点について検討してはどうか
 - ✓ 特に金属の重量比が高い品目・製品への対応
 - ✓ 環境配慮設計指針等に対する業界団体・文具メーカーの取組等を踏まえ、認定プラスチック使用製品の上市を前提とした判断の基準等への反映等の対応

(3) 画像機器等

○ コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

- ➔ 令和3年度にコピー機等3品目については「カーボン・オフセットされた製品」が既に上市されていることから、先行して判断の基準等の設定可能性について検討したところ
- ➔ 準備に要する期間が十分に確保できない等の理由から、令和4年度からの導入は困難と判断し、継続的な検討が必要とされたところ

- カーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて以下の観点から重点的に検討してはどうか
 - ✓ 既に上市されているカーボン・オフセットされた製品等の需要拡大・調達促進に向けた対応
 - ✓ タイプⅢ環境ラベルなどにより定量的環境情報が開示された製品等の需要拡大・調達促進に向けた対応

コピー機等3品目をはじめとしたカーボン・オフセットされた製品等の取扱いを**重点検討事項**とし、定量的環境情報の開示と併せて検討してはどうか

(4) 家電製品

○ テレビジョン受信機

- ➔ テレビジョン受信機については、昨年5月に施行された新たなトップランナー基準において測定方法が変更され、製品の供給状況等に係る情報が得られないことから、令和4年度の調達に当たって区分別（液晶3種類及び有機ELの4区分）にエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る暫定的な判断の基準を設定したところ
- ➔ 令和4年度に供給状況等の情報を踏まえて改めて検討することとされた

- 2026年度目標のトップランナー基準及び製品の供給状況等を踏まえエネルギー消費効率に係る判断の基準等の再設定を実施してはどうか
- エネルギー消費効率以外の新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討してはどうか

(5) エアコンディショナー等

① エアコンディショナー

a. 業務用

- ➔ エアコンディショナー（業務用）についてはエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定し、令和元年度より運用を開始したところ
- ➔ フロン排出抑制法に基づく指定製品制度により、店舗・オフィス用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナー※について地球温暖化係数に係る目標値**750**が設定（目標年度2025年度）されたところ
 - ※ 新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限り、冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く

a. 業務用

- 国等の機関における基準値1及び基準値2による調達実績等を踏まえ、エネルギー消費効率の引き上げ（基準値1レベルへの統一等）の可能性を検討してはどうか
- 低GWP冷媒への早期の切替を促進する観点から、冷媒に使用されるHFCsの地球温暖化係数に係る判断の基準等の見直し（ビル用マルチエアコンディショナーの対象への追加）を検討してはどうか（GWPに係る2段階の判断の基準の設定を含む）

(5) エアコンディショナー等

① エアコンディショナー

b. 家庭用

- ➔ エアコンディショナー（家庭用）については省エネ法の新たなトップランナー基準が本年5月31日に告示（6月1日施行）されたところ



b. 家庭用

- 新たなトップランナー基準、製品の供給状況等を踏まえエネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しを検討してはどうか
- 省エネ法の多段階評価基準の対象機器であることから、2段階の判断の基準の設定可能性について検討してはどうか

(5) エアコンディショナー等

② ガスヒートポンプ式冷暖房機

- ➔ ガスヒートポンプ式冷暖房機については平成28年度から期間成績係数に係る判断の基準及び対象範囲の見直しを実施したところ
- ➔ 平成27年度から低GWP冷媒の使用を配慮事項として設定
- ➔ フロン排出抑制法に基づく指定製品制度により、店舗・オフィス用エアコンディショナーのうち、ガスヒートポンプエアコンディショナー※について地球温暖化係数に係る目標値として750（目標年度2027年度）が検討されているところ

※ 新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限り、冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く

- 期間成績係数に係る判断の基準について市場への供給状況等を踏まえ検討してはどうか
- 冷媒に使用されるHFCsの地球温暖化係数に係る判断の基準など新たな評価項目に係る判断の基準等の設定の可能性について検討を実施してはどうか

(6) 温水器等

○ ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器

- ➔ ヒートポンプ式電気給湯器については**2025年度**を目標年度とするトップランナー基準が令和3年6月に施行されたところ
- ➔ ガス温水機器については**2025年度**を目標年度とするトップランナー基準が令和3年4月に施行されたところ
- ➔ 石油温水機器については**2025年度**を目標年度とするトップランナー基準が令和3年4月に施行されたところ

- **2025年度**を目標年度とするトップランナー基準、各製品の供給状況等を踏まえエネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直しを検討してはどうか
- **3品目**ともに省エネ法の多段階評価基準の対象機器であることから、**2段階**の判断の基準の設定可能性について検討してはどうか

(7) 設備

○ エネルギー管理システム（BEMS）

- エネルギー管理システム（BEMS）は平成29年度に設備分野の特定調達品目として追加された品目
- 庁舎等の温室効果ガスの排出削減等に関する運用改善に取り組むためには、エネルギー消費量等のデータの積極的な活用が極めて重要
- 政府実行計画においてエネルギー管理の徹底を図るため、BEMSの導入を図るとともに、BEMSにより把握したエネルギー消費量等のデータ及び活用結果について情報公開等を通じて効率的な運用改善の促進に向けた取組を行うこととされているところ
- 令和3年度より環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約について専門委員会において検討を実施しており、本年度検討結果をとりまとめ予定

- 国等の機関における調達・導入状況等を踏まえ、エネルギー管理システムに係る判断の基準等の見直しの必要性等について検討してはどうか
- 環境配慮契約法の専門委員会における検討結果及び役務の庁舎管理と併せて検討してはどうか

(8) 役務

○ 庁舎管理

- 庁舎管理は平成29年度に特に運用面における取組・対策により継続的な省エネ・低炭素化を図る目的で判断の基準等の見直しを実施
- 庁舎等の温室効果ガスの排出削減等に関する運用改善に取り組むためには、エネルギー消費量等のデータの積極的な活用が極めて重要
- 令和3年度より環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約について専門委員会において検討を実施しており、本年度検討結果をとりまとめ予定

- 国等の機関における調達や取組内容等を踏まえ、庁舎管理に係る判断の基準等の見直しの必要性等について検討してはどうか
- 環境配慮契約法の専門委員会における検討結果及び設備のエネルギー管理システム（BEMS）と併せて検討してはどうか

1. 令和4年度定期見直し対象品目（案）
2. 継続検討品目及び要見直し品目（案）
3. 定期見直し品目に係る検討方針等（案）
4. 継続検討品目等に係る検討方針等（案）
5. その他の見直し・事前検討等（案）

5. その他の見直し・事前検討等（案）

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」について、クリーンウッド法に則した改定が実施された場合は、当該改定内容を基本方針の改定に反映

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	対 象
電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍庫	年間消費電力量の新基準の適用に係る6か月間の経過措置を設定
テレビジョン受信機	令和4年度の暫定基準への対応について1年間の経過措置を設定（令和5年度から新たな判断の基準に改定予定）
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」

5. その他の見直し・事前検討等（案）

(3) 令和5年度の定期見直しに向けて

- 令和5～9年度における定期見直しスケジュールの作成に向けて、令和5年度の定期見直し対象の**6分野16品目**（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目）

分 野	品 目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙※、塗工されている印刷用紙※
画像機器等	プロジェクタ
オフィス機器等	シュレッダー
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器※
照明	LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光灯ランプ（大きさの区分40形直管蛍光灯ランプ）、電球形状のランプ（電球形蛍光灯ランプ※）
役務	食堂、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務、会議運営、印刷機能提供業務

注1：※印の4品目（印刷用紙2品目、ヒートポンプ式電気給湯器及び電球形蛍光灯ランプ）は本年度見直しに係る検討を実施する可能性がある

注2：令和2年12月の「令和3年度税制改正大綱」において現行の燃費基準の参考としているエコカー減税は「エコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設ける」とされており、**本年12月の見直し（予定）を踏まえ自動車に係る検討を実施する可能性**がある